

千葉市中央区告示第 40 号

次の介護保険料に係る書類を別紙記載の方に送達すべきところ住所及び居所が明らかでないので、介護保険法第 143 条の規定により準用する地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

これらの書類は、中央保健福祉センター高齢障害支援課に保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、介護保険法第 143 条の規定により準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により送達があったものとみなされます。

令和 8 年 10 月 20 日

千葉市中央区長 高石 憲一

年度	保険料名	書類名	件数
令和 7 年度	介護保険料	還付通知書	1 件
令和 8 年度	介護保険料	還付通知書	4 件

1

公

示

送

達

書

保険料還付通知書

令和 8 年 10 月 20 日

P. 1

中央区

[illegible]